

第一章 序論

第一章 序論

1-1 本研究の背景

平成 12 年に地方分権一括法が施行されて以来、各地方自治体が地域独自の税目を定めることが格段に容易になり、都道府県レベルや市町村レベルでの産業廃棄物税（以下、産廃税と略す）の導入が進んでいる。最終処分場の不足といった問題が深刻になっていることも、産廃税条例の導入が進んだ要因の 1 つと考えられる。産廃税条例が平成 14 年に三重県で制定されたのを皮切りに、平成年 22 年 12 月現在、27 の都道府県と 1 つの政令市（北九州市）で産廃税条例が施行されている^{1),2)}。

産廃税を導入している自治体では、課税開始から 5 年ごとに税の見直しを行うことを産廃税条例の附則に規定している。そして、条例を早期に導入した自治体が産廃税を課税し始めてから 10 年近くになろうとしている現在、産廃税をどう導入するかといった研究に代わって、産廃税がどのように課税され機能しているか、どのように見直しを行うのかという問題にも目を向ける必要が出てきている³⁾。

ところが、近年の産廃税に関する研究は、導入段階の問題に関するものが中心である。課税の効果に関する研究は理論的研究が主であって、効果の把握にまで触れた研究はまだ十分に行われていない。そこで本研究では、産廃税条例の実施実態の把握と効果の検証をすることを論点として研究を進めていく。

1-2 本研究の目的

本研究の目的は、以下の 2 つである。

- 目的 1 産廃税条例の実施実態を明らかにすること。
- 目的 2 産廃税条例の効果を明らかにすること。

1-3 本研究の意義

産廃税条例を制定・施行した自治体に対し、条例の目的・効果が達成されているかを示すことができる点にある。また、今後条例の導入を検討している自治体・条例の見直しを考えている自治体への参考資料となる。

1-4 本研究の方法

研究方法は以下の 3 段階で行う。

- (1) 既存資料や文献調査によって、産廃税条例を施行している自治体を把握する。また、課税方式の違いによって産廃税条例の分類を行う。
- (2) 産廃税条例の実施実態を把握するために、産廃税条例を施行している 28 全ての自治体を対象としてアンケート調査を実施する。
- (3) 三重県・滋賀県・奈良県・京都府に所在する処分業者へのアンケート調査結果、及び環境省へ問い合わせし、入手した「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（平成 14 年度～平成 21 年度の各報告書・CD-ROM）」の産廃の

量に関するデータを基に産廃税条例の効果の検証を行う。

1-5 本研究の構成

第一章は、本研究における背景・目的・意義・方法・構成・用語の序論。

第二章では、産廃税条例を施行している自治体や課税方式など、概要を示す。

第三章では、文献調査、地方自治体に対するアンケート調査によって判明した産廃税条例の実施実態等を詳述する。

第四章では、アンケート調査結果等から判明した産廃の排出量・中間処理量・最終処分量などの数値を分析し、産廃税条例の効果・問題点等について詳述する。

第五章では、目的に対するまとめや、産廃税条例の有効性などをまとめる。そして最後に本研究の課題を示し、結論とする。

1-6 本研究の用語

- * 自治体：本研究で「自治体」とは、市町村や都道府県のことを意味する。
- * 処分業者：本研究で「処分業者」とは、中間処理業者と最終処分業者のことを意味する。
- * 事業者：本研究で「事業者」とは、排出事業者・中間処理業者・最終処分業者のことを意味する。

1-7 参考文献

- 1) 藤岡茂, 萩原清子:産廃税導入の背景とその在り方に関する考察, 都市科学研究, (1), 109-118 (2007)
- 2) 全国産業廃棄物連合会:特集関連 産廃税条例の一覧 (特集 産廃条例の動向), Indust , 21(12), 34-37 (2006)
- 3) 金子林太郎:産業廃棄物税の制度設計-循環型社会の形成促進と地域環境の保全に向けて-, 白桃書房 (2009)

第二章 産廃税条例の概要

第二章 産廃税条例の概要

2-1 はじめに

第二章では、産廃税条例の概要及び産廃税条例を施行している自治体について示す。

2-2 産廃税条例の概要

廃棄物は大きく産業廃棄物と一般廃棄物に分かれる。そのうち産廃税条例の対象となるのは産業廃棄物である。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令で定める20種類のもので定義されている¹⁾。

産廃税条例の施行状況については表2-1に示す。現在までに検討・導入されている産廃税条例は、課税方式の違いなどから、最終処分業者特別徴収方式、事業者申告納付方式、焼却処理・最終処分業者特別徴収方式、及び最終処分業者課税方式の4つに大別される。課税方式の違いについては図2-1に示す。

表2-1：産廃税条例を施行している自治体（文献2より作成）

施行期日	地方自治体名
平成14年4月1日	三重県(B)
平成15年4月1日	鳥取県(A) 岡山県(A) 広島県(A)
平成15年10月1日	北九州市(D)
平成16年1月1日	青森県(A) 岩手県(A) 秋田県(A) 滋賀県(B)
平成16年4月1日	新潟県(A) 奈良県(A) 山口県(A)
平成17年4月1日	宮城県(A) 京都府(A) 島根県(A) 福岡県(C) 佐賀県(C) 長崎県(C) 熊本県(A) 大分県(C) 宮崎県(C) 鹿児島県(C)
平成18年4月1日	福島県(A) 愛知県(A) 沖縄県(A)
平成18年10月1日	北海道(A) 山形県(A)
平成19年4月1日	愛媛県(A)

注：表2-1中の()内の文字は以下の通りである。

- A→最終処分業者特別徴収方式
- B→事業者申告納付方式
- C→焼却処理・最終処分業者特別徴収方式
- D→最終処分業者課税方式

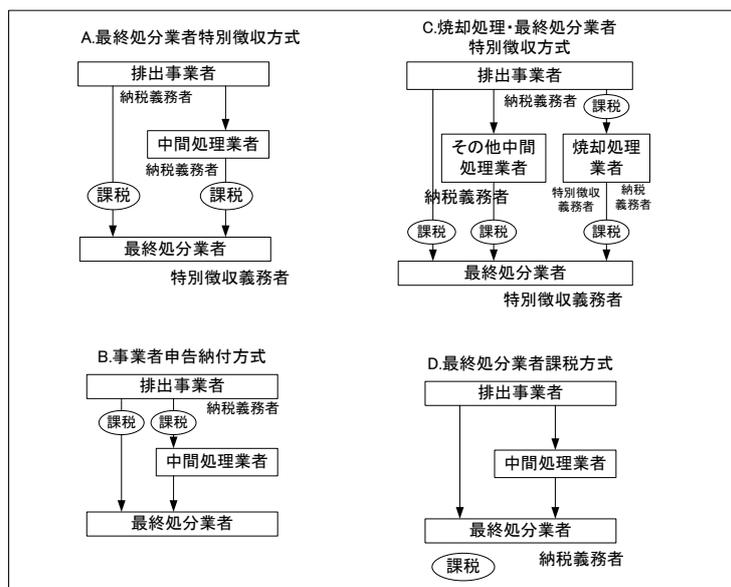


図2-1：産廃税条例の課税方式の違い（文献3より作成）

表 2-1 より，最終処分業者特別徴収方式が最も多く 19 の自治体で採用されていることがわかる．次いで熊本・沖縄を除く九州の都道府県が同時期に焼却処理・最終処分業者特別徴収方式を採用している．また，三重県と滋賀県は事業者申告納付方式を採用しており，北九州市は最終処分業者課税方式を採用している．

方式の特徴として，最終処分業者に課税または特別徴収させる方式では，簡単な仕組みで公平に課税でき．広域調整も容易である．しかし，排出事業者への税の転嫁が十分に行われず，減量化効果が得られないおそれがある．一方，排出事業者に申告納付を求める方式では，減量化に対する意識づけが働きやすいが，徴税事務負担の面から徴税対象を大規模な事業者に限定せざるを得ない．それぞれの方式で長所・短所があると言える．課税方式の違いについては第三章で詳しく記述する．

方式の違いはあるが，税率は基本的に 1000 円/トンで統一されている．

第三章では，産廃税条例を施行している自治体へのアンケート調査等を行い，産廃税条例の実施実態を明らかにする．第四章では，処理業者へのアンケート調査結果・環境省の産廃の広域移動データを分析することで産廃税条例の効果と問題点について論ずる．

2-3 参考文献

1) 環境省：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

< <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO137.html> >, 2009-10-15

2) 全国産業廃棄物連合会：特集関連 産廃税条例の一覧 (特集 産廃条例の動向), Indust, 21(12), 34-37, (2006)

3) 産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会：検討会最終報告, <<http://www.env.go.jp/recycle/waste/zei-kento/saishu.pdf>>, 2009-11-1

第三章 産廃税条例の実施実態

第三章 産廃税条例の実施実態

3-1 はじめに

本章では、産廃税条例の実施実態（条例導入の目的、方式の違い、税込・税収の使途、自治体が考える効果・課題等）の詳細を把握する。

3-2 調査の目的

本章では、産廃税条例の実施実態の詳細を把握することを目的とする。

3-3 調査方法

3-3-1 調査対象地の選定

上記の目的を達成するために、産廃税条例を施行している 27 の都道府県と北九州市を調査対象とした。まず、文献調査によって産廃税条例を施行している自治体について基本情報等を収集した。その後、文献調査ではわからないことについて情報を得るため、電話によりアンケート調査協力を依頼し、28 全ての自治体から了承を頂いたので、郵送または E-Mail にてアンケート票を送付した。

3-3-2 ヒアリング調査

アンケート調査の対象地域に含まれる一部の地方自治体に対し、アンケート票の質問項目決定の参考とするためのヒアリング調査を行った。そこで明らかになったことについて、以下に示す。

- ① 産業廃棄物の排出量や最終処分量などは都道府県によって毎年調査していないところもあるので、把握できない可能性がある。
- ② 産業廃棄物の県内流入量や県外流出量の推移については、把握していない都道府県が多い可能性がある。

3-3-3 自治体へのアンケート調査の内容

「3-3-2 ヒアリング調査」の内容を加味してアンケート票を作成した。

アンケートの質問内容は大きく 5 つに分けられる。一つ目は「産業廃棄物の量について」、二つ目は「産廃税条例の税込等について」、三つ目は「産廃税条例の見直しについて」、四つ目は「産廃税条例の効果・課題等について」、五つ目は「産廃税条例を施行する際の調整等について」である。本章に関連するのは「産廃税条例の税込等について」、「産廃税条例の見直しについて」、「産廃税条例の効果・課題等について」、「産廃税条例を施行する際の調整等について」である。アンケート内容については表 3-1 に示す。アンケート調査票の本文は付録 1 に掲載する。

表 3-1：自治体へのアンケート調査の内容

項目番号	質問内容	回答方法	回答数
1. 産業廃棄物の量について			
1	産業廃棄物の排出量・中間処理量・減量化量・再生利用量・最終処分量について (H12～H21)	記述式	n=25
2	産業廃棄物の県内流入量・県外流出量について (H12～H21)	記述式	n=21
2. 産廃税条例の税収等について			
1	産廃税の税収について (導入年度から)	記述式	n=26
2	産廃税の徴税経費について (導入年度から)	記述式	n=24
3	産廃税の税収の使途事業と事業内容について	記述式	n=25
4	補助金等 (税収の使途事業) の申請件数と審査が通った件数について	記述式	n=24
5	補助金等を交付する際の要綱の入手可否について (入手可能な場合は入手方法を記入)	選択式	n=26
3. 産廃税条例の見直しについて			
1	産廃税の見直しの結果について (見直しを行っている自治体のみ)	選択式	n=26
2	上記質問で「内容変更」と回答した自治体のみ 変更の具体的な内容について	記述式	n=8
3	見直しの議論の報告書等の有無について	選択式	n=25
4	上記質問で「報告書等あり」と回答した自治体のみ 報告書等の入手可否について (入手可能な場合は入手方法を記入)	選択式	n=17
4. 産廃税条例の効果・課題等について			
1	産廃税条例を施行したことによる効果 (成果) について	記述式	n=25
2	産廃税条例の見直しの際等に出た産廃税条例の課題について	記述式	n=23
3	産廃税条例に関する事業者からの要望等について	記述式	n=21
5. 産廃税条例を施行する際の調整等について			
1	産廃税を採用するにあたっての他の自治体との調整について	選択式	n=25
2	上記質問で「調整がなされた」と回答した自治体のみ	記述式	n=14
3	産廃税を採用するにあたって参考にした他の自治体の産廃税条例について (参考にした自治体名を記入)	記述式	n=19

3-3-4 自治体へのアンケート調査の時期

アンケート調査時期：平成 22 年 8 月 20 日～平成 22 年 9 月 21 日

3-3-5 アンケート票の返信状況

28 の自治体のうち返答があったのは 26 の自治体である。アンケートの返答がなかった 2 つの自治体については HP 等からわかる範囲のデータを入手した。

3-4 調査結果及び考察

3-4-1 産廃税導入の目的

産廃税導入の目的として条例に記載されている内容は、「産業廃棄物発生の抑制，産業廃棄物減量化等適正処理の促進に関する施策に要する施策の費用に充てるため」となっている。自治体によって多少表現が違うが，どの自治体も上記の内容が産廃税導入の目的となっている。

3-4-2 産廃税条例の課税方式の違いについて

産廃税条例を導入している自治体によって課税方式が違うことは，第二章で記述したが，4 つの課税方式の違いについて表 3-2 に示す。

表 3-2：産廃税条例における課税方式の違いについて

課税方式	A. 最終処分業者特別徴収方式	B. 事業者申告納付方式	C. 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	D. 最終処分業者課税方式
概略図				
課税客体	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場における産業廃棄物の埋立処分
課税標準	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	①最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入される産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量
税率	1000円/トン	1000円/トン	最終処分場への搬入は1000円/トン、焼却施設への搬入については800円/トン	1000円/トン
納税義務者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者（滋賀県は年間500トン以下、三重県は年間1000トン以下の排出事業者は対象外）	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	最終処分業者及び自家処分事業者
徴収方法	①最終処分業者（特別徴収義務者）による申告納付 ②自ら最終処分を行った事業者による申告納付	排出事業者による申告納付	①最終処分業者及び焼却施設を有する中間処理業者（特別徴収義務者）による申告納付 ②自ら最終処分を行った事業者による申告納付	①最終処分業者（特別徴収義務者）による申告納付 ②自ら最終処分を行った事業者による申告納付
施行している自治体	鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、新潟県、奈良県、山口県、宮城県、京都府、島根県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	三重県、滋賀県	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県	北九州市

3-4-3 産廃税条例を導入する際の他府県との調整等について

産廃税条例を導入する際に他府県との調整が行われた自治体について表 3-3 に示す。

産業廃棄物は広域的な移動があるので、施行時期等を統一することは重要であるが、導入前に何らかの調整が行われたのは、青森県・秋田県・岩手県の 3 県、鳥取県・広島県・岡山県の 3 県、九州各県（沖縄県を除く）だけである。

表 3-3：条例を導入する際の他府県との調整等について

条例を導入する際の他府県との調整について
青森県・秋田県・岩手県の北東北3県→課税方式及び施行時期を統一している
鳥取県・広島県・岡山県の3県→課税方式及び施行時期を統一している
九州各県→施行時期を統一している（沖縄県のみ1年遅れて施行）
滋賀県→課税方式が違うため他府県との二重負担がないように調整している。具体的には、滋賀県以外の産業廃棄物に関する税導入県の最終処分場に搬入された場合は、当該最終処分場の所在する税導入県の課税を優先し、滋賀県は課税を免除する。
福岡県→北九州市と二重課税にならないように、北九州市内における産業廃棄物の最終処分場への搬入に対しては課税を免除することとしている。

3-4-4 産廃税条例の税の徴収頻度について

産廃税条例の税の徴収頻度については表 3-4 に示す。自治体によって異なるが、年 4 回税を納める形を取っている自治体が多い。

表 3-4：産廃税条例の税の徴収頻度について

	自治体名
毎月	青森県、岩手県、秋田県、愛知県、奈良県、岡山県、山口県、北九州市
年4回	北海道、宮城県、山形県、福島県、新潟県、三重県、京都府、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県、鹿児島県
年1回	滋賀県のみ

3-4-5 産廃税条例の税収の推移について

産廃税条例の税収の推移について表 3-5 に示す。施行初年度の税収を 100 としたときの税収の推移を示している。ただし、施行期日が 10 月 1 日など、年度の途中で施行している自治体についてはその翌年の年を 100 としている。表 3-5 より、ほとんどの自治体で施行 1 年目に比べ施行 2 年目の税収がやや増加または大きく増加していることがわかる。この理由としては、施行初年度に関しては 4 月に施行され 12 月末までの 9 ヶ月分の税収の実績を載せている自治体が多いことが考えられる。

表 3-5：産廃税条例の税収の推移について

自治体名	施行期日	税収(施行初年度を100としている)						
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
北海道	H18年10月1日				—	100	140	139
青森県	H16年1月1日		—	100	138	124	282	349
岩手県	H16年1月1日		—	100	106	94	76	70
宮城県	H17年4月1日			100	132	124	118	111
秋田県	H16年1月1日		—	100	111	89	82	58
山形県	H18年10月1日				—	100	110	86
福島県	H18年4月1日				100	150	159	131
新潟県	H16年4月1日		100	125	114	104	86	71
愛知県	H18年4月1日				100	99	124	102
三重県	H14年4月1日	100	72	68	186	268	124	186
滋賀県	H16年1月1日		—	100	198	130	129	134
京都府	H17年4月1日			100	136	125	104	85
奈良県	H16年4月1日		100	95	98	94	91	72
鳥取県	H15年4月1日	100	162	107	76	72	78	71
島根県	H17年4月1日			100	160	338	464	397
岡山県	H15年4月1日	100	104	106	94	87	73	49
広島県	H15年4月1日	100	135	142	142	136	118	79
山口県	H16年4月1日		100	110	101	134	120	97
愛媛県	H19年4月1日					100	127	152
福岡県	H17年4月1日			100	111	125	120	88
佐賀県	H17年4月1日			100	141	143	113	121
長崎県	H17年4月1日			100	110	81	83	47
熊本県	H17年4月1日			100	129	111	—	—
大分県	H17年4月1日			100	158	139	135	—
宮崎県	H17年4月1日			100	127	132	136	112
鹿児島県	H17年4月1日			100	113	94	92	80
沖縄県	H18年4月1日				100	144	113	119
北九州市	H15年10月1日	—	100	110	90	162	145	84

3-4-6 税収における徴税経費の割合について

産廃税条例の税収における徴税経費の割合について表 3-6 に示す。表 3-6 より、徴税経費の内訳が自治体によって異なるが、税収に対する徴税経費の割合の全体の平均は 6.3%となっており、自治体ごとの平均は 0.3%~14.1%となっていることがわかる。また、各自治体の徴税経費の内訳について、各自治体にメールにて問い合わせを行い、回答があった自治体のみ表 3-7 に示す。表 3-7 より、福島県や岡山県のように、徴税経費を税収の 7%分と定めている自治体があることがわかる。同じ事業者申告納付方式の三重県と滋賀県の税収に対する徴税経費の割合が大きく異なっている点については、滋賀県の徴税経費の内訳に人件費が入っていないことが理由として考えられる。

各自治体によって徴税経費の内訳が異なっているので一概には言えないが、焼却処理・最終処分業者特別徴収方式が税収に対する徴税経費の割合が最も大きくなっていることがわかる。

表 3-6：税収における徴税経費の割合について

課税方式	自治体名	税収に対する徴税経費の割合（単位：％）								方式ごとの平均
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	平均	
最終処分業者特別徴収方式	北海道				—	10.4	9.4	6.2	8.6	6.9
	青森県		—	—	—	—	—	—	—	
	岩手県		—	2.2	2.0	2.5	2.7	2.4	2.4	
	宮城県			4.7	4.0	4.3	4.7	5.5	4.6	
	秋田県		—	3.9	3.4	4.3	7.9	10.9	6.1	
	山形県				2.2	2.4	2.0	2.0	2.1	
	福島県				7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	
	新潟県		4.4	4.5	3.8	3.9	4.3	4.7	4.3	
	愛知県				7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	
	京都府			12.8	11.2	13.0	15.4	18.2	14.1	
	奈良県		4.9	7.6	7.2	7.2	7.3	8.8	7.2	
	鳥取県	3.8	3.0	4.8	4.9	3.7	3.4	4.0	3.9	
	島根県			0.7	1.6	1.0	0.7	0.9	1.0	
	岡山県	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	
	広島県	5.3	3.2	3.3	3.4	3.3	3.5	4.1	3.7	
	山口県		14.5	14.1	14.9	12.0	13.2	15.9	14.1	
愛媛県					0.8	5.5	5.9	4.1		
沖縄県				7.0	7.0	7.0	7.0	7.0		
焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	福岡県			—	—	—	—	—	—	8.2
	佐賀県			13.0	9.6	10.4	7.9	7.9	9.8	
	長崎県			6.8	5.6	7.6	7.4	7.3	6.9	
	熊本県			—	—	—	—	—	—	
	大分県			—	—	—	—	—	—	
	宮崎県			6.0	7.2	6.5	6.1	7.6	6.7	
鹿児島県			6.2	8.8	9.7	10.2	11.7	9.3		
事業者申告納付方式	三重県	13.7	9.9	10.1	3.8	2.3	5.6	3.6	7.0	3.6
	滋賀県		—	0.5	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	
最終処分業者課税方式	北九州市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全体の平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.3

表 3-7：徴税経費の内訳について

自治体名	徴税経費の割合の平均(%)	徴税経費の内訳（自治体回答）
山口県	14.1	徴税人件費・事務費，特別徴収義務者への報償金
佐賀県	9.8	①制度創設に当たり，電算システム開発費や制度の周知のための広報費（新聞広告，パンフレット，チラシの作成）等経費がかかっている．②産廃税徴収に係る県事務経費（人件費，旅費，需用費）③本県では，特別徴収制度を採用しており，この特別徴収義務者に対する報償費（納期内申告納入額×2.5%）
鹿児島県	9.3	徴税経費の内訳については，特別徴収経費と人件費・事務費となっている．
奈良県	7.2	①特徴義務者報償金，②人件費，③その他物件費等（システム経費，一般事務費等）
福島県	7.0	福島県における産廃税の徴税経費は，税収の7%に定められている．
岡山県	7.0	岡山県産業廃棄物条例施行規則にて，徴収に要する費用を税収の7%と定めており，これらを徴収に係る経費として活用している．
三重県	7.0	産廃税の課税担当者の給与，産廃税の調査に係る旅費，産廃税の課税業務に係る通信運搬費（切手代など）
沖縄県	7.0	特徴者への報償金，人件費・事務費
長崎県	6.9	①特別徴収義務者へ納税額の2%支払う徴収手数料 ②その他，県が税徴収に要する経費として別途算定した経費
秋田県	6.1	人件費，その他経費（特別徴収義務者交付金，経費）
宮城県	4.6	産廃税の業務に関する税務課職員の人件費，事務費及び特別徴収義務者への交付金
鳥取県	3.9	人件費，郵券代，普通旅費，報償金（徴税経費のほとんどが人件費と報償金がほとんどである）
岩手県	2.4	税の特別徴収義務者（最終的な納税者から税を徴収し，県に納税している最終処分場）に対して報償費として徴税額に一定の割合を乗じた金額を翌年度に交付しているが，その金額を徴税費用として計上している．
島根県	1.0	特別徴収義務者に対して報償金（税額に対して2.5/100）として交付している．
滋賀県	0.3	郵送料，再生施設調査経費（郵送料については，申告納付書約650社，再生施設認定通知書約30社など，申告納付に係る書類の発送費である．また，再生施設調査経費については，施設調査する職員の旅費高速代など使用料である．）

3-4-7 税収の使途について

産廃税の H20 年度に実施された税収の使途事業（H20 年度がわからない秋田県と熊本県については H19 年度）の使途目的を「産業廃棄物の減量化等の推進」，「リサイクル等の推進」，「適正な処理の推進等」，「不法投棄対策の推進等」，「資源化施設等の整備推進等」，「事業者への支援事業費等」，「試験・研究・開発の推進等」，「その他」に分類し，それぞれの使途目的に対応する事業数を自治体ごとにまとめたものを表 3-8 に示す（どのように使途事業を分類したかについては付録 4 に掲載）．表 3-8 より，鳥取県のように税の使途を大枠の 2 事業だけ定めている自治体もあれば，宮城県のように 38 の使途事業を定めている自治体もあり，自治体によって事業数や使い方にばらつきがあることがわかる．自治体の使途事業数の平均は約 15 事業となっている．産廃税は法定外目的税であり，各自治体が自由に税収の使い道を決められることから，自治体によって事業数や使い方にばらつきがある結果になっていると考えられる．地域によって事情が違うので，地域独自の事業等を行っていくことは有効であるが，産廃税条例の目的は主に「産業廃棄物発生の抑制」や「産業廃棄物減量化等適正処理の促進」と定められていることから，目的に応じた事業を行っていく必要があると言える．

表 3-8：税収の使途事業の使途目的別の数について

自治体名	税収の使途目的（筆者による分類）								合計
	産業廃棄物の減量化等の推進	リサイクル等の推進	適正な処理の推進等	不法投棄対策の推進等	資源化施設等の整備推進	事業者への支援事業費等	試験・研究・開発の推進等	その他	
北海道	0	3	0	1	1	1	0	0	6
青森県	0	3	2	1	1	7	6	3	23
岩手県	2	2	2	0	0	4	1	2	13
宮城県	1	4	5	2	0	6	14	6	38
秋田県	1	6	3	0	1	3	6	3	23
山形県	1	5	2	2	2	4	0	2	18
福島県	3	3	10	2	1	2	0	8	29
新潟県	0	1	1	2	0	1	0	0	5
愛知県	0	3	2	0	1	4	0	3	13
三重県	1	1	1	1	1	1	0	0	6
滋賀県	3	2	1	1	1	1	1	3	13
京都府	1	1	0	0	1	4	0	2	9
奈良県	5	1	6	7	0	2	3	0	24
鳥取県	0	1	0	0	0	0	1	0	2
島根県	0	0	2	1	1	1	2	3	10
岡山県	1	2	2	2	1	4	7	14	33
広島県	0	1	3	3	1	3	2	9	22
山口県	0	1	0	0	1	1	0	2	5
愛媛県	1	1	2	1	0	4	5	1	15
福岡県	0	2	1	2	1	1	0	4	11
佐賀県	2	2	3	2	1	1	0	6	17
長崎県	1	2	2	2	0	2	2	1	12
熊本県	1	2	0	2	2	2	0	0	9
大分県	0	1	0	1	2	0	0	1	5
宮崎県	0	3	7	0	1	1	6	6	24
鹿児島県	2	1	1	1	2	0	1	3	11
沖縄県	1	1	1	1	0	1	0	2	7
北九州市	0	1	0	1	1	1	0	16	20
合計	27	56	59	38	24	62	57	100	423
平均	0.96	2.00	2.11	1.36	0.86	2.21	2.04	3.57	15.11

また、使途目的別の事業数の合計についてまとめたものを図 3-1 に示す。図 3-1 より、「その他」を除くと、「事業者への支援事業費等」、「適正な処理の推進等」、「試験・研究・開発の推進等」、「リサイクル等の推進」、「不法投棄対策の推進等」、「産業廃棄物の減量化等の推進」、「資源化施設等の整備推進等」の順に使途事業数が多くなっている。産廃税の目的は主に、「産業廃棄物発生の抑制」や「産業廃棄物減量化等適正処理の促進」と定められていることから、「産業廃棄物の減量化等の推進」に関する使途事業数が多くなると予想したが、全事業数 423 のうち 27 事業と全体の約 6%にとどまっている。また、「産業廃棄物の減量化等の推進」に関する事業を行っている自治体は 28 のうち 16 の自治体と約 57%となっていることから、「産業廃棄物の減量化等の推進」に関する事業を積極的に行っていく必要があると考えられる。

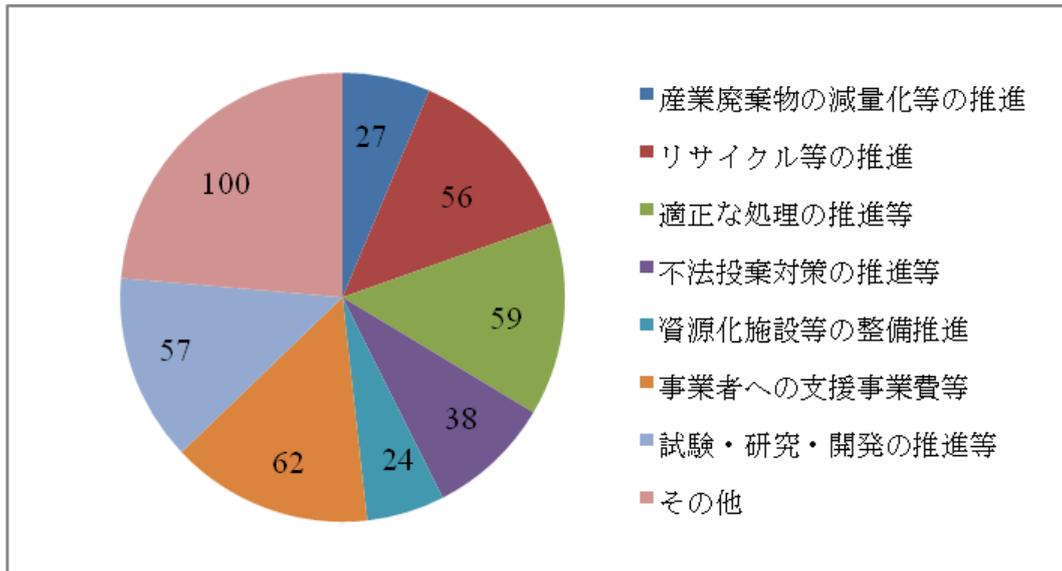


図 3-1：用途目的別の事業数の合計について

3-4-8 自治体から見た産廃税条例導入の効果について

産廃税条例導入の効果について(自治体回答・記述式)まとめたものを表 3-9 に示す。有効回答数は 23 である。自治体が考えている産廃税の効果の内容は「最終処分量の減少」、「再生利用・リサイクルの促進」、「排出抑制・減量化の促進」、「不法投棄の減少」、「事業者の意識の向上」、「その他」に分けることができる。最も回答数が多かったのは「最終処分量の減少」である。15 の自治体が最終処分量の減少を効果として挙げており、実際に最終処分量が減っていることを産廃税の効果として捉えている自治体が多いことを示している。しかし、最終処分量の減少は産廃税導入が直接的な要因となっているのかどうか、十分に検証が行われていないので、第四章で産廃税導入によって産廃の排出量・中間処理量・最終処分量等に変化が見られたかどうか効果の検証を行っていく。また、「再生利用・リサイクルの促進」については 14 の自治体が効果として挙げており、次いで「排出抑制・減量化の促進」を 11 の自治体が効果として挙げていることがわかる。「不法投棄の減少」については、産廃税導入によって基本的に産廃 1t 当たり 1000 円の税がかけられるので、税を逃れるために不法投棄が増加することが考えられるが、不法投棄対策事業といった税収の用途事業が適正に行われることで、不法投棄の件数や量が実際に減少している自治体があることを示している。

表 3-9：自治体から見た産廃税条例導入の効果について

効果について（自治体回答、有効回答数n=23）	筆者による分類					
<p>税整備事業等により、実際に最終処分量の削減が図られている</p> <p>最終処分量が減少（減少傾向）している(5)</p> <p>県内で発生した産廃の最終処分量が、税条例施行前の平成16年度に294千トンであったものが、平成20年度には156千トンと47%削減された。</p> <p>条例施行後の平成18年度の産業廃棄物の最終処分量は約39%減となり、最終処分量の減少につながっている。</p> <p>条例施行後の平成16年度の産業廃棄物の最終処分量実績は16万7千トンとなり、平成12年度実績34万5千トンの約52%となっている。</p> <p>県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物（県外から搬入されるものを含む）の量は、平成14年度の953千tから平成17年度の892千t（6.4%減）と緩やかな減少傾向にあり、特に県内発生産業廃棄物の最終処分量は、平成14年度の881千tから、平成17年度には501千t（43.1%減）と大きく減少している。</p> <p>景気動向等の影響もあり、一概には言えないが、課税行為それ自体により、事業者の排出抑制等を誘引することで、最終処分場における埋立処分量が減少するなどの効果があると考えている。</p> <p>税の導入に限定し、その減量効果を測ることは困難であるが、税の導入に伴う産業廃棄物の課税状況や処理・処分量の推移を概観すると、最終処分量の減少などが認められ、一定の効果があったと考えている。</p> <p>県内の産業廃棄物は、税導入前に比べ最終処分量は減少している</p> <p>県内における産業廃棄物の状況は、産業廃棄物税を導入する以前の平成17年度と比較し、最終処分量が減少傾向を示しており、一定の成果があったと考えられる。</p> <p>平成17年度以降最終処分量を見ると減少の傾向にあることが認められる。</p>	<p>最終処分量の減少 (n=15)</p>					
<p>リサイクルの促進に対し、産業廃棄物税が一定の効果あげつつあると認められる。</p> <p>再生利用量については大幅な伸びを見られなかったが、排出量に対する割合は増加している。</p> <p>産業廃棄物のリサイクル率が、導入前（H16）は53.6%であったが、導入後（H20）は57.1%と増加している。</p> <p>産業廃棄物税の導入は、税収使途事業の実施により資源の有効利用の推進に一定の効果があったと評価できる。</p> <p>再生利用量が増加していることは、税導入がその一因と考えられる。</p> <p>産廃税による税収は、県内企業等が県内外の大学等と共同してリサイクル技術や製品の研究開発を行う「リサイクル技術・製品実用化事業」の財源としており、県内におけるリサイクルの促進に効果を発揮していると考えている。</p> <p>事業者からのヒアリング等によれば、廃棄物のリサイクルの取り組みへ寄与したことがうかがえる。</p> <p>県内で排出された産業廃棄物の状況について、再生利用量が増加する傾向がうかがわれる。</p> <p>リサイクル促進などの政策に貢献している。</p> <p>税収使途事業の実施と相まって、リサイクルの促進などに一定の効果があったと考えている。</p> <p>再生利用率の向上等、産業廃棄物税の導入効果が認められた。</p> <p>産業廃棄物税の導入後、産業廃棄物排出事業者による再生利用の取組みが強化されており、リサイクルに向けたインセンティブ効果が見受けられる。</p> <p>県内の産業廃棄物は、税導入前に比べリサイクル率は上昇しており、税を負担する排出事業者に対する意識調査においても、リサイクルの推進に向けた一定のインセンティブ効果が認められる。</p> <p>産業廃棄物税を導入する以前の平成17年度と比較し、再生利用量は増加傾向を示しており、一定の成果があったと考えられる。</p>		<p>再生利用・リサイクルの促進 (n=14)</p>				
<p>産業廃棄物の減量化に対し、産業廃棄物税が一定の効果あげつつあると認められる。</p> <p>条例施行後の平成18年度の産業廃棄物の排出量は、平成11年度と比較して、約22%減となり、排出抑制につながっている。</p> <p>産業廃棄物の排出量が導入前（H16）は3813千トンであったが、導入後（H20）は3274千トンに減少している。</p> <p>事業者からのヒアリング等によれば、廃棄物の減量化の取り組みへ寄与したことがうかがえる。</p> <p>県内で排出された産業廃棄物の状況について、県内排出量が減少している。このことは、税導入によるインセンティブ効果によるものと考えられる。</p> <p>税収を産業廃棄物行政に充てる財源として確保し、産業廃棄物の排出抑制及び減量化並びにその他産業廃棄物の適正な処理の確保を推進するための各種施策に要する経費として、効果的に活用している。</p> <p>税の導入に伴う産業廃棄物の課税状況や処理・処分量の推移を概観すると、排出量の減少が認められ、排出抑制・リサイクル促進などの政策に貢献。</p> <p>排出量の減少が認められ、排出抑制に一定の効果があったと考えている。</p> <p>産業廃棄物税の導入後、産業廃棄物排出事業者による排出抑制の取組みが強化されており、排出抑制に向けたインセンティブ効果が見受けられる。</p> <p>税を負担する排出事業者に対する意識調査においても、税導入による排出抑制に向けた一定のインセンティブ効果が認められる。</p> <p>県内における産業廃棄物の状況は、産業廃棄物税を導入する以前の平成17年度と比較し、排出量が減少傾向を示しており、一定の成果があったと考えられる。</p>			<p>排出抑制・減量化の促進 (n=11)</p>			
<p>税収使途事業の実施により、不法投棄件数の減少に一定の効果があったと評価できる。</p> <p>10t以上の不法投棄の件数については、平成14年度の20件から、平成17年度には10件に半減するなど、産業廃棄物処理税の導入効果が現れているものと思われる。</p> <p>大規模な不法投棄に減少傾向が見られるなどの事業効果も認められる。</p> <p>平成18年度以降、産業廃棄物税を活用し、不法投棄監視体制の大幅な強化を図った結果、産業廃棄物の不法投棄発見件数は減少傾向にあり、税導入による一定の効果があったといえる。</p>				<p>不法投棄の減少 (使途事業の効果) (n=4)</p>		
<p>税の導入は、排出抑制等の取組みの直接的な動機としてはそれほど強いものにはならなかったものの、事業者の更なる取組の契機としての効果を発揮したと考えている。</p> <p>税の広域的導入に伴い、事業者に排出抑制等の取組を推進、リサイクルを伴う処理方法への変更のために搬入先を変更する意識が向上。</p> <p>排出事業者からのリサイクルの相談が増えたことや社員の意識改革につながったという意見があるなど、税導入により何らかの効果があったとうかがえる。</p>					<p>事業者の意識の向上 (n=3)</p>	
<p>最終処分から、中間処理・リサイクルへの処理ルートの移行が促進されたと考えている。</p> <p>九州における焼却施設や最終処分場への搬入量が減少傾向。</p>						<p>その他(n=2)</p>

注：()内の数値は回答数。ただし、1つの回答の場合は省略している。

3-4-9 自治体から見た産廃税条例の課題について

産廃税条例の課題について（自治体回答・記述式）まとめたものを表 3-10 に示す。有効回答数は 15 である。自治体が考えている産廃税の課題の内容は「税収の活用が不十分」、「税制度・排出者責任の周知」、「効果の検証が不十分」、「事業者の意見等の反映」、「その他」に分けることができる。回答数が最も多かったのは「税収の活用が不十分」に該当する内容であり、税収の使途の充実・拡大を課題として挙げている自治体が多いことがわかる。また、「税収の活用が不十分」に関する課題を挙げている自治体の税収の使途事業数の平均を表 3-8 より算出すると、約 18 事業となっており、必ずしも使途事業数が少ないわけではない。しかし、十分に税収を活用できていない自治体については、事業者の意見等を反映させながら使途事業を充実させる必要がある。また、税収の使途事業の効果の検証を含め、産廃税の効果の検証を行うことを課題として挙げる自治体もあった。

表 3-10：自治体から見た産廃税条例の課題について

課題について（自治体回答，有効回答数n=15）	筆者による分類
税収の活用状況が低迷している。 産業廃棄物税の使途については、目的税としての趣旨を踏まえた上で、幅広い視点で活用方策を検討すること。 使途の拡大（使途事業の充実） (3) 使途事業の方向性 特に助成制度の中には、事業の活用が低調なものもあったことから、助成制度の活用等を含め使途事業の充実が課題である。	税収の活用が不十分 (n=8)
排出抑制やリサイクル等に取り組みによる最終処分量の削減や公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場整備の実現、不法投棄防止対策の強化など、産業廃棄物に関する施策を強化する必要がある。	
産業廃棄物税制度の目的や仕組みについて、広く県民・事業者の理解を得られるよう啓発に努めること。 税制度の一層の周知徹底が必要である。 産業廃棄物税制度の認知度を更に高めるため、周知・広報を行う必要がある。 税の適正な転嫁を維持していくため、税制度に加え、排出事業者責任についての一層の周知・徹底を図る必要がある。 中小排出事業者に対する排出者責任を含めた税の趣旨の徹底と指導	税制度・排出者責任の周知 (n=5)
産業廃棄物税を活用した施策の事業内容や事業効果について検証を行うとともに、県民・事業者に対して十分に説明責任を果たすよう努めること。 産業廃棄物処理税の検証・成果（発生状況、最終処分量の推移、今後の発生及び処理の見込み）	
産業廃棄物の課題解決に向けて、県民・事業者の意見等を施策に反映させるよう努めるとともに、税継続後における社会情勢の推移等も踏まえ適時本税の検証を行うこと。 排出事業者から産業廃棄物のリサイクル施設の充実が求められており、そのための支援を充実させる必要がある。	事業者の意見等の反映 (n=2)
産業廃棄物税を活用した事業について、継続事業が多すぎる。 税収を基に基金を創設し、支援施策に使用しているが、多額の基金残が発生している。	

注：()内の数値は回答数。ただし、1つの回答の場合は省略している。

3-4-10 産廃税条例に関する事業者からの要望等について

産廃税条例に関する事業者からの要望等について（自治体回答・記述式）まとめたものを表 3-11 に示す。有効回答数は 15 である。自治体が把握している事業者からの要望等についての内容は「支援・助成の要望」、「税制度の内容について」、「税趣旨の指導・周知」、「特別徴収義務者の負担軽減」、「税収の使途の明確化」、「その他」に分けることができる。要望等の内容は「支援・助成の要望」が最も多くなっており、支援・助成を求める事業者が多くあることが推察される。また、「税趣旨の指導・周知」や「税収の使途の明確化」など、産廃税に関する周知・広報が不十分であるという意見も多くあることがわかる。

表 3-11：産廃税条例に関する事業者からの要望等について

事業者からの要望等について（自治体回答，有効回答数n=15）	筆者による分類
引き続き、リサイクル困難物に対する試験研究やリサイクル施設への支援を期待している。	支援・助成の要望 (n=5)
施設整備に関する助成を行ってほしい。	
障害者雇用の場として、分別作業を行う事業所に対し、支援するなど、支援を拡大してほしい。	
原因者不明の不法投棄廃棄物の撤去と処分経費への助成を行ってほしい。特徴者間の課税の公平性の観点や、特徴者の負担軽減の観点から、県内の最終処分業者等が行う重量計の整備に対しての助成を行ってほしい。	
業界団体から、産廃税条例に基づく再生施設の認定制度について、サーマルリサイクルが認められるようにとの要望があります。	税制度の内容について (n=3)
税制度の簡素化(納税手続きが手間、申請書類の簡素化をなど)	
自社処分場を持つ事業者からは、廃棄物処理法上の自己責任を果たしているとして、非課税扱いを求める要望あり。	税趣旨の指導・周知 (n=3)
特別徴収義務者から、主に中小規模の排出事業者に対する排出者責任を含めた税趣旨の徹底と指導をおこなってほしいとの意見がある。	
処理業者から「中小排出事業者に対する排出者責任を含めた税の趣旨の徹底と指導を行ってほしい」との意見がある。	
税制度のさらなる周知	特別徴収義務者の負担軽減 (n=2)
特別徴収義務者の徴収・申告納入事務の負担及びその軽減	
徴税費のうち、処理業者が受け取る特別徴収報償金の交付額に比べ県(担当部局)が受け取る徴税経費の割合が非常に大きく極めて不均衡な状況にあるので、報償金の交付額を引き上げてほしい。	税収の使途の明確化 (n=2)
産廃税を活用した事業を県民に広報することや、使途の透明化が必要	
税の有効活用、使途の明確化	その他 (n=4)
処分量(課税標準量)の適正把握等、賦課徴収における公正・公平の確保	
排出事業者から、産業廃棄物の排出抑制・リサイクル促進の強化や適正処理体制の整備強化を求める意見がある。	
処理事業者から、税の還元を求められている。	
無期限ではなく、ある程度、終期を設定してほしい。	

3-4-11 産廃税条例の見直しについて

産廃税条例を施行してから 5 年を目途に条例の見直しをすることが規定されているが、見直しの状況について表 3-12 に示す。検討中の自治体もあるが、産廃税条例の見直しを終えた自治体については、税制度の内容を変更した自治体は見られない。

表 3-12：産廃税条例の見直しについて（n=28）

見直しの結果	自治体の数
現状維持	22
内容変更	0
検討中	6

3-5 まとめ

アンケート調査・文献調査より、「産廃税条例の税収等について」、「産廃税条例を施行する際の調整等について」、「産廃税条例の効果・課題等について」、「産廃税条例の見直しについて」という項目の実態が明らかになった。それらの結果のまとめを以下に記す。

1) 産廃税条例の税収等について

- ① 税の徴税頻度に関しては年4回と定めている自治体が19と最も多く、毎月と定めている自治体が8、年1回と定めている自治体は滋賀県のみである。
- ② 税収の推移に関しては、顕著な傾向があるとは言えない。
- ③ 税収に対する徴税経費の割合の平均は、0.3%～14.1%となっている。また、課税方式の違いによって割合が大きく違うということはない。
- ④ 税収の使途に関しては、自治体によって事業数や使い方にばらつきがあり、地域独自の事業等も行われている。

2) 産廃税条例を施行する際の調整等について

- ① 産廃税条例を施行する前に事前に協議等をして施行期日等を調整していた自治体は北海道・青森県・岩手県の3県、鳥取県・岡山県・広島県の3県、九州各県（沖縄を除く）である。また、課税方式が違う滋賀県や北九州市がある福岡県では、他の自治体の産廃税と二重課税にならないように規定している。

3) 自治体から見た産廃税条例の効果・課題等について

- ① 産廃税条例導入の効果として、15の自治体が最終処分量の減少を効果として挙げている。しかし、最終処分量の減少は産廃税導入による影響が大きいのかどうか、十分に検証が行われていないので、第四章で検証を行っていく。
- ② 産廃税条例の課題としては、「税収の活用が不十分」に関する課題を挙げている自治体が多い。これらの自治体の税収の使途事業数の平均は、約18事業となっており、必ずしも使途事業数が少ないわけではないが、十分に税収を活用できていない自治体については、事業者の意見等を反映させながら使途事業を充実させる必要がある。
- ③ 産廃税条例に関する事業者からの要望等については、支援・助成の要望や産廃税の制度や税収の使途等に関する周知・広報が不十分であるという意見が多くある。

4) 産廃税条例の見直しについて

- ① 産廃税条例の見直しに関して検討中の自治体もあるが、産廃税条例の見直しを終えた自治体については、税制度の内容を変更した自治体は見られない。

3-6 参考文献

1) 熊本県：産業廃棄物税のページ

<<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/11/sanpaizei.html>>, 2010-8-16

2) 大分県：大分県の産業廃棄物税に関する検討について

<<http://www.pref.oita.jp/site/zei/sanpai-kentou.html>>, 2010-8-16